



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (五件) ……………一
- ……………(生活文化局計量検定所検査課) ……一
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課) ……二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (二件) ……………(福祉保健局障害者施策推進部計画課) ……四
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………六
- ……………(建設局公園緑地部公園課) ……六
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………七
- ……………(建設局公園緑地部公園課) ……七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………七
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件) ……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……八
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 (二件) ……………(同) ……九
- 土地収用法による収用の裁決手続開始 (二件) ……九

告示

(東京都収用委員会) ……〇

●東京都告示第八百号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十八日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 町田市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十七年六月十二日から同年七月二十四日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

の名称

●東京都告示第八百一号

計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十八日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 多摩市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 平成二十七年六月一日から同月十二日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十八日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

一 検査地域 三鷹市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十七年六月十五日から同年七月七日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十八日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

一 検査地域 三鷹市、町田市、日野市及び多摩市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十七年六月一日から同月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十

一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年四月二十八日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

一 検査地域 青梅市、羽村市、あきる野市、日の出町及び奥多摩町

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日

平成二十七年六月一日から同月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第八百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年四月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日
国立市富士見台四丁目十七番六及び、平成二十七年三
同番十一から同番十三までの各一部、月三十日
同番十四から同番十六まで、同番十
七の一部、同番十八、同番地先、同

番二十一、同番二十三、同番三十、
 十八番一及び二並びに同番五から同
 番七まで及び同番十一の各一部、同
 番十二、同番十四、同番十六、同番
 十八から同番二十まで、同番二十二、
 同番二十六から同番二十九まで、同
 番三十一、同番三十二、十九番三の
 一部及び同番四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市曙
 町三丁目七番十号）

●東京都告示第八百六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
 第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第五号によ
 り指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項
 において準用する同法第六条第二項の規定により、次のと
 おり告示する。

平成二十七年四月二十八日

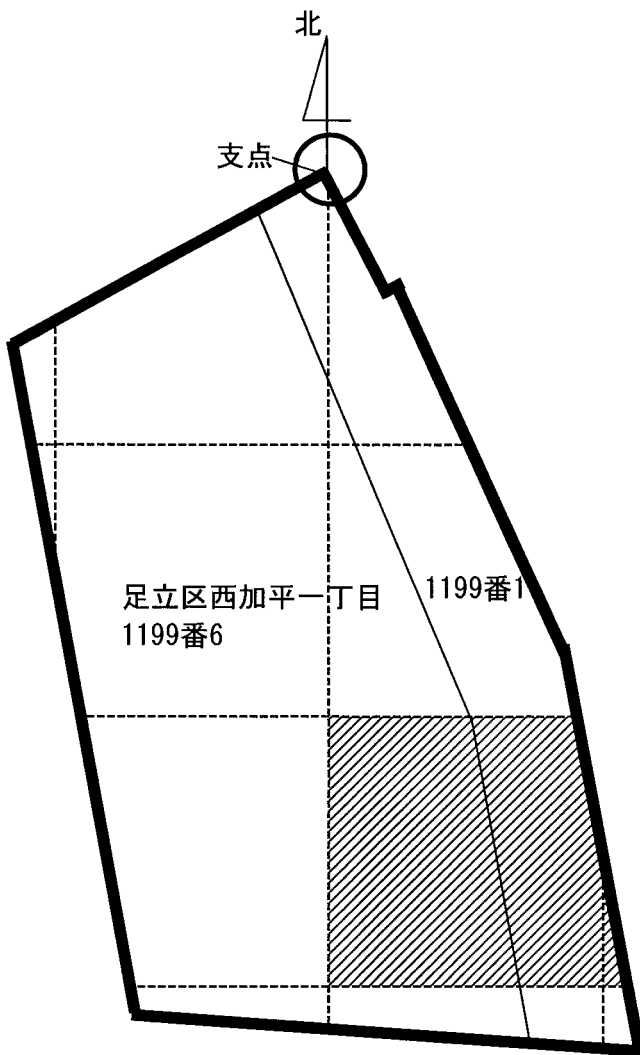
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区西加平一
 丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
 九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特
 定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去


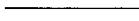
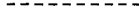

別 図



<支点>
 支点は、足立区西加平一丁目1199番1の最
 北端とする。

<格子の回転角度> 0度
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方
 向及び南北方向に引いた線並びにこれら
 と平行して10m間隔で引いた線により形
 成された格子を、支点を中心として、右
 回りに回転させた角度を示す。

<凡例>

	調査対象地
	筆境界線
	単位区画境界線
	指定を解除する区域

●東京都告示第八百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関を指定したので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十七年四月二十八日

東京都知事 舩 添 要 一

病院又は診療所(精神通院医療)

名 称	所 在 地	指定年月日
神楽坂こころのクリニック	新宿区神楽坂6-48 TOMOSビル5階	平成27年2月1日
新宿神経クリニック	新宿区百人町3-21-18	同日
東京ふれあい医療生活協同組合 オレンジほっとクリニック	北区堀船3-31-15	同日
医療法人社団せいこう会 みなみのこどもクリニック	八王子市西片倉3-1-6 第2みなみ野クリニックセンター3階301及び302	同日
のぞみメモリークリニック	三鷹市下連雀4-2-8	同日

薬局(精神通院医療)

名 称	所 在 地	指定年月日
ナチュラルローソクオール薬局 東京日本橋一丁目店	中央区日本橋1-7-9 da Vinci日本橋179 1階	平成27年2月1日
クオール薬局 広尾駅前店	港区南麻布5-10-25 1階	同日
高島堂薬局	文京区本郷5-24-4	同日
森下駅前調剤薬局	江東区森下1-13-12 小倉屋ビル102号室	同日
目黒調剤薬局	品川区上大崎3-3-5 新陽CKビル102	同日
ウイン調剤薬局 目黒店	目黒区中町2-44-12	同日
済生堂薬局 馬込	大田区中馬込2-7-11	同日
薬局マツモトキヨシ 大田大鳥居店	大田区西糀谷3-8-11	同日
コスモ薬局 はすぬま店	大田区東矢口3-4-7 メゾンジギスカンC号室	同日
遼寧漢方薬局	渋谷区代々木1-10-5 代々木伊藤ローヤルコーポ102号	同日
さと薬局 徳丸店	板橋区徳丸1-1-20	同日
ひまわり薬局 石神井公園店	練馬区石神井町2-8-21 西山ビル1階	同日
新星薬局 新桜台店	練馬区羽沢2-2-18	同日
ハート薬局 花畑店	足立区花畑5-13-2 ベルクスモール花畑中央店1階	同日
スギ薬局 南小岩店	江戸川区南小岩6-27-16 The Dome池田ビル2階	同日
福井隆生堂薬局	八王子市平岡町8-6	同日
ウエルシア薬局立川若葉店	立川市若葉町3-21	同日
岸田薬局	三鷹市上連雀8-23-10	同日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

名 称	所 在 地	指定年月日
こころサポート石神井	練馬区石神井町4-3-16	平成27年2月1日
あつぷる訪問看護ステーション葛西	江戸川区中葛西5-35-8-301	同日
マーノ訪問看護ステーション	武蔵野市吉祥寺北町1-10-21-101	同日
訪問看護ステーション バウム	昭島市田中町562-8 昭島昭和第一ビル北館101	同日

●東京都告示第八百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関を指定したので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月二十八日

東京都知事 外 添 要 一

薬局（育成医療・更生医療）

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
クオール薬局 読売新聞東京本社店	千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル3階	調剤	平成27年2月1日
日本調剤神田駿河台薬局	千代田区神田駿河台2-4 お茶の水日健ビル1階及び2階	調剤	同日
プラザ薬局 馬喰町店	中央区日本橋馬喰町2-2-5 ハマナカ馬喰町ビル1階	調剤	同日
ミギ薬局 河田町店	新宿区河田町11-11 河田町ワダビル	調剤	同日
さくら薬局 向丘店	文京区向丘2-14-1	調剤	同日
光薬局	品川区東五反田3-15-15	調剤	同日
クオール薬局 小山台店	品川区小山台3-5-6 ロジマン武蔵小山1階	調剤	同日
中野通り薬局	中野区中野2-30-3 マルニビル4階	調剤	同日
そうごう薬局 和田店	杉並区和田2-24-16 RKコート和田1階	調剤	同日
たから薬局 杉並和田店	杉並区和田2-24-7	調剤	同日
クリエイト薬局 板橋蓮根店	板橋区坂下2-16-5	調剤	同日
ローズ薬局	板橋区大山金井町52-7 カームフラッツ1階	調剤	同日
かすみ薬局	練馬区豊玉北4-5-11-101	調剤	同日
田辺薬局 西新井西店	足立区西新井5-29-14	調剤	同日
薬局モリファーマシー	葛飾区東金町1-15-6	調剤	同日
薬局モリファーマシー東金町店	葛飾区東金町7-4-3	調剤	同日
水元三丁目薬局	葛飾区水元3-9-11	調剤	同日
薬局日本メディカル	葛飾区亀有3-26-1 リリオ館6階	調剤	同日
株式会社岩崎薬局	立川市富士見町4-9-18	調剤	同日
南山堂薬局 武蔵境駅前店	武蔵野市境南町4-1-16	調剤	同日
ワカバ薬局 東府中店	府中市清水が丘3-21-18 グリーンヒルズ1階	調剤	同日
アイン薬局 拝島店	昭島市松原町3-2-12 イトーヨーカドー拝島店1階	調剤	同日
たから薬局 西調布店	調布市上石原2-33-2	調剤	同日
つかさ薬局	小平市小川西町1-23-11	調剤	同日
イオン薬局 多摩平の森店	日野市多摩平2-4-1	調剤	同日
カワチ薬局 多摩ニュータウン店	多摩市唐木田1-22-2	調剤	同日

指定訪問看護事業者等（育成医療・更生医療）

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
訪問看護ステーション千代田	千代田区平河町1-6-11 エクシール平河町504	訪問看護	平成27年2月1日
星医療酸器訪問看護・リハビリステーション巢鴨	文京区千石4-16-2 小林ビル203号	訪問看護	同日
社会医療法人社団健友会 南中野訪問看護ステーション	中野区弥生町4-26-2	訪問看護	同日
訪問看護ステーションSTORY学芸大学	目黒区中町2-50-13-5D	訪問看護	同日
ソフィア総合ナースステーション城南	目黒区緑が丘3-1-7 セトル緑が丘地下1階	訪問看護	同日
ケアース訪問看護ステーション下丸子	大田区下丸子1-13-23 1B	訪問看護	同日
森のこもれび 訪問看護ケアステーション	世田谷区代田6-16-20 2階	訪問看護	同日
ケアース訪問看護リハビリステーション船堀	江戸川区松江5-24-6 TR船堀1階	訪問看護	同日
山の上ナースステーション	日野市豊田3-32-4 ノムラメディカルビル3階	訪問看護	同日
日野・緑訪問看護リハビリステーション	日野市南平8-14-4	訪問看護	同日
順洋会武蔵野訪問看護ステーション	清瀬市元町1-8-29 森澄ビル2階	訪問看護	同日

指定訪問看護事業者等（更生医療）

名称	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
ニデイケアセンター江東 訪問看護ステーション	江東区森下5-13-2 サンモールアサミ101	訪問看護	平成27年2月1日

●東京都告示第八百九号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三條第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

平成二十七年四月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

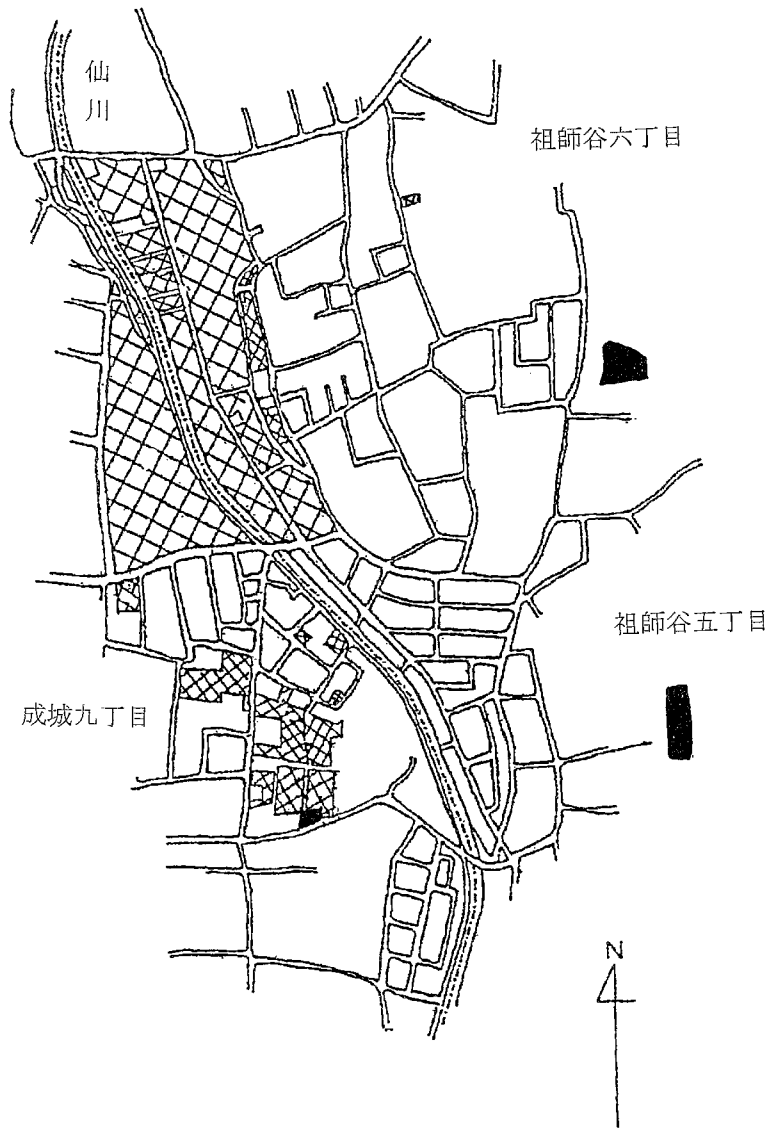
公園名 変更内容 変更年月日

東京都立祖師谷公園 別図のとおり 平成二十七年四月三十日

別図

東京都立祖師谷公園 区域変更略図

変更箇所 世田谷区祖師谷五丁目、祖師谷六丁目及び成城九丁目
 変更前の区域 面積 九〇、二二〇・七〇 平方メートル
 追加区域 面積 二、二五四・〇四 平方メートル
 変更後の面積 九二、四七四・七四 平方メートル



規則(公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。
平成27年4月28日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

●東京都公安委員会規則第7号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則 (昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号) の一部を次のように改正する。

別表第2中

特別区道 江5号	江東区新大橋一丁目から江東区新大橋一丁目まで
-------------	------------------------

を

特別区道 江5号	江東区新大橋一丁目から江東区新大橋一丁目まで
特別区道 江132号	江東区南砂七丁目17番地先から江東区東砂七丁目10番地先まで

に、

特別区道 江416号	江東区潮見一丁目から江東区潮見二丁目まで
---------------	----------------------

を

特別区道 江416号	江東区潮見一丁目から江東区潮見二丁目まで
特別区道 江505号	江東区新木場一丁目4番地先から江東区新木場一丁目5番地先まで

に、

特別区道 江512号	江東区新木場一丁目から江東区新木場一丁目まで
---------------	------------------------

を

特別区道 江512号	江東区新木場一丁目から江東区新木場一丁目まで
特別区道 江543号	江東区新木場一丁目18番地先から江東区新木場一丁目10番地先まで

に、

大田区道 12-83号線	大田区大森本町一丁目8番21号先から大田区大森本町一丁目8番17号先まで
大田区道 15-4号線	大田区平和島三丁目5番先から大田区平和島三丁目4番先まで

を

大田区道 12-83号線	大田区大森本町一丁目8番21号先から大田区大森本町一丁目8番17号先まで
大田区道 15-1号線	大田区平和島一丁目1番地先から大田区平和の森公園1番地先まで
大田区道 15-3号線	大田区平和島四丁目2番地先から大田区平和島四丁目1番地先まで
大田区道 15-4号線	大田区平和島三丁目5番先から大田区平和島三丁目4番先まで
大田区道 15-8号線	大田区平和島五丁目2番地先から大田区平和島五丁目9番地先まで
大田区道 15-13号線	大田区平和島五丁目10番地先から大田区平和島五丁目6番地先まで

に、

羽村市道 第103号線	羽村市緑ヶ丘三丁目3番1から羽村市五ノ神字武蔵野365番1まで
羽村市道 第103号線	羽村市緑ヶ丘三丁目3番1から羽村市五ノ神字武蔵野365番1まで
羽村市道 第104号線	羽村市緑ヶ丘三丁目1番地先から羽村市緑ヶ丘三丁目1番地先まで

に

改める。

附 則

- この規則は、平成27年4月30日から施行する。
- この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則 (以下「新規則」という。) 別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条の3及び同表の適用については、なお従前の例による。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 (平成十年東京都規則第二百四十三号) 第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年四月二十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人未来を創る学びの場

三 代表者の氏名

吉松 正秀

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区祖師谷三丁目六番九号 グランデイー

ルA

五 定款に記載された目的

この法人の目的は、親が協力し合いながら子どもたちに様々な学びの場を提供し、自ら職業を選びとって社会人として自信を持って生きていける力を獲得するよう手助けをすることとする。ただし、親が一方的に子どもたちを教えるのではなく、親も子どもたちとともに学び、成長していくことを目指す。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すみだ学習ガーデン

三 代表者の氏名

高林 眞理

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区東向島二丁目三十八番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、墨田区民(在勤・在学者を含む。以下同じ。)に対して、区民の生きがいと健康を増進し、豊かな地域づくりに貢献するため、区民の多様な実践活動を支援し、特に、生涯学習の機会の提供・生涯学習情報の提供及び相談・生涯学習団体等の活動支援などの事業を行い、区民の生涯学習に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人リンク・スマイル

三 代表者の氏名

古畑 眞弓

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区東陽五丁目二十二番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、乳児から学童期の子どもとその家族に対して、保育・教育・発達、その周辺領域の専門家や地域の人々が連携を図りながら親子が共に育ち合うための様々な支援、研究と支援に関わる人材の育成等を行うこととで、全ての親子を笑顔に導き、子どもたちがその子らしくのびやかに育つ明るい社会の実現に寄与する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイルキャリア

三 代表者の氏名

西脇 理恵

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田司町二丁目十五番一号 パレヤソ ジマニ〇二号室

五 定款に記載された目的

この法人は、支援を必要とする特定非営利活動法人(以下「NPO」という。)及びその他公益に資する活動を行う団体もしくは個人に対し、様々な方法で支援し、

又は協働することによって、様々な社会問題の解決を図り、一般市民がより暮らしやすい社会の創造に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年三月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中小企業支援機構

三 代表者の氏名

松村 直樹

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南青山五丁目四番三十五一八二二号

五 定款に記載された目的

この法人は、中小企業経営者の支援に関する事業を行い、中小企業活性化、経営者のより良い生活の構築に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成二十七年四月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十七年四月二十八日

東京都知事 舛添 要 一

一 店舗名

豊洲ショッピングセンター

二 店舗所在地

江東区豊洲三丁目四番八号

三 設置者名

株式会社LIXILビバ

四 設置者住所

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

五 変更前の設置者住所

埼玉県上尾市上二百九十八番地の

六 変更後の設置者住所

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

七 変更前の設置者の代表者名

豆成 勝博

八 変更後の設置者の代表者名

渡邊 修

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社LIXILビバほか五名

十 変更前の小売業者の住所

埼玉県上尾市上二百九十八番地の
一（株式会社LIXILビバ）ほか

十一 変更後の小売業者の住所

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号（株式会社LIXILビバ）ほか

十二 変更前の小売業者の代表者名

豆成 勝博（株式会社LIXILビバ）ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名

渡邊 修（株式会社LIXILビバ）ほか

十四 変更日

平成二十六年十一月十日ほか

十五 届出日

平成二十七年三月三十日

十六 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十七 縦覧期間

平成二十七年四月二十八日から同年八月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十八 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年四月二十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成二十七年四月二十八日

一 店舗名

東京都知事 舛添 要 一
豊洲ショッピングセンター

二 店舗所在地

江東区豊洲三丁目四番八号

三 設置者名

株式会社LIXILビバ
埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

四 設置者住所

変更を行う小売業者の氏名又は名称
株式会社LIXILビバ

五 変更前の開店時刻

午前七時ほか

六 変更後の開店時刻

午前六時三十分ほか

七 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前二時三十分ほか

八 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時から翌午前二時三十分ほか

九 変更日

平成二十七年五月十一日

十 届出日

平成二十七年三月三十日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十二 縦覧期間

平成二十七年四月二十八日から同年八月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る

意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年四月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター

二 店舗所在地 多摩市関戸一丁目十番地一ほか

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 意見

ア 聴取者 多摩市長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成二十七年三月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年四月二十八日から同年五月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八

条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る

意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年四月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 国領アーバンビル

二 店舗所在地 調布市国領町八丁目二番地六十四

三 設置者名 株式会社IYリアルエステート

四 意見

ア 聴取者 調布市長

イ 概要 意見なし

ウ 收受日 平成二十七年三月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年四月二十八日から同年五月二十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十

号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年4月28日

東京都収用委員会

会長 池 田 真 朗

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画公園事業第5・7・22号舎人公園

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 平成27年4月10日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地

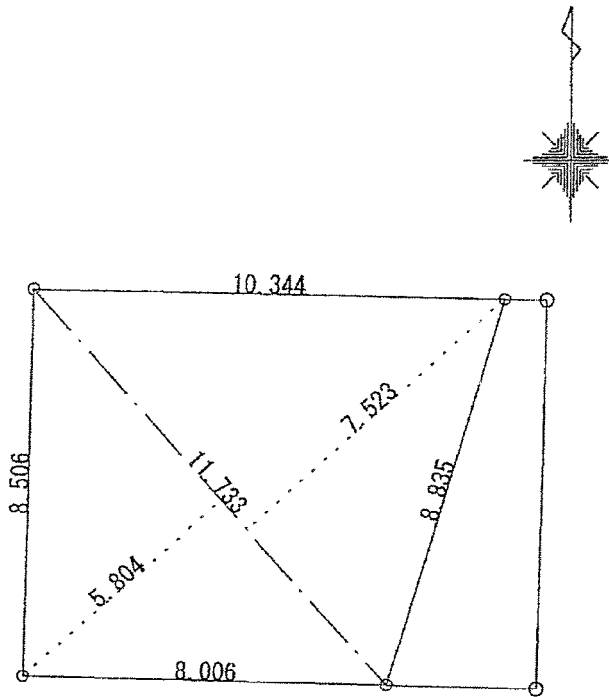
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	備考
東京都足立区西伊興三丁目	2番32	宅地	95.86 m ²	96.04 m ²	78.18 m ²	小泉照夫 (持分20分の19) 小泉裕紀 (持分20分の1)	東京都足立区西伊興三丁目17番8号		東京都足立区西伊興三丁目17番8号		別図のとおり

土地所有者

土地に関して権利を有する関係人

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
東京都足立区西伊興三丁目2番32のうち
78.18平方メートル



単位：メートル

<p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成27年4月28日 東京都収用委員会</p>	<p style="text-align: center;">会長 池田 眞朗</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 起業者の名称 東京都 2 事業の種類 東京都市計画公園事業第5・7・22号舎人公園 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
--	--

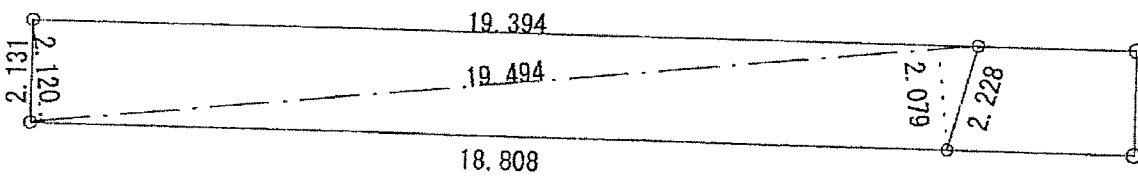
裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考			
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名		住所	権利の種類	
東京都足立区西伊興三丁目	2番6	宅地	48.24 m ²	48.60 m ²	40.92 m ²	久保田尚 (持分4分の2)	東京都足立区入谷五丁目10番3号					別図のとおり
						高崎秀雄 (持分4分の1)	東京都足立区西伊興三丁目17番8号					
						小泉照夫 (持分8分の1)	東京都足立区西伊興三丁目17番8号					
						小泉裕紀 (持分8分の1)	東京都足立区西伊興三丁目17番8号					

別記のとおり

- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成27年4月10日

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
東京都足立区西伊興三丁目2番6のうち
40.92平方メートル



単位：メートル

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号

郵便番号
112-0002